

障害福祉サービス重要事項説明書

(2022 年 4 月 1 日現在)

1. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず ヘルパーステーション
事業所番号	東京都 1311100877 平成18年10月1日指定
所在地	大田区池上4-28-3
電話	03-5747-2816
FAX	03-5747-2620
サービスの種類	障害者総合支援法に基づく居宅介護等サービス (地域支援事業を含む)
サービスの対象者	身体障害者、知的障害者、障害児
サービスを提供する地域	大田区・品川区・世田谷区

(2) 職員体制

職種・資格	常勤	非常勤	計
管理者	1名	—	1名
サービス提供責任者	4名	—	4名
居宅介護員 (介護福祉士、1～2級課程修了者)	4名	11名	15名
事務職員	—	1名	1名

(3) サービスの提供時間帯

	早朝 6:00～8:00	通常時間帯 8:00～18:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
平日	○	○	○	×
土・日・祭日	○	○	○	×

1月1日～3日、12月29日～31日は休業

2. サービス

(1) サービス内容

1	居宅介護	居宅における入浴、排泄、食事等の身体介護。 居宅における調理、洗濯、掃除等の家事援助。 居宅から病院等への通院介助。
2	重度訪問介護	身体介護、家事援助、移動中の介護等、生活全般にわたる援助。
3	行動援護	行動時の支援、移動中の介護等。
4	移動支援	(地域での自立生活や社会参加を促進するための) 外出の介添え
5	その他	介護の相談、事務代行

(2) 運営の方針

利用者の心身の状態に即して可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、また利用者のお気持ちに沿った介護を基本とします。ヘルパー研修会や学習会を実施し、ヘルパーの技術を高めるとともに、実施に当たっては医療や福祉など関連の機関との連携を図りながら、質の高いサービスの提供に努めます。

3. 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。

月額上限負担額については、区市町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金となります。

(2) 受領額の通知

事業者が利用者に代わり区市町村に請求し受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(3) 交通費

サービスを提供する地域（大田区、品川区、世田谷区）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方、及び上記地域からそれ以外の地域へのサービスをご利用の場合は、原則として交通費の実費が必要です。

(4) キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、原則として下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用の 12 時間前までにご連絡がなかった場合	1800 円

サービス前夜の留守電への連絡は②の適用となります

但しやむを得ない事情によるサービスの中止についてはキャンセル料がかかりません。

(5) その他

①ご利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気、介護用品等の費用はご利用者の負担になります。

②金のお支払い方法

お支払い方法は、利用月の翌月 23 日に利用者の指定口座から自動引き落としといたします。毎月末日締で 15 日までに前月分の請求をいたしますので、振替指定日までにご準備ください。お支払いいただきますと、領収証を送付いたします。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話でお申込みください。当事業所のコーディネーターがお伺いし、重要事項についてご説明いたします。居宅介護等計画に基づき障害福祉サービス契約ならびに利用料金口座振替契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③契約の自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、契約は自動的に終了いたします。

ア. ご利用者が施設に入所した場合

イ. 居宅介護等サービスの介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合

ウ. ご利用者がお亡くなりになった場合

④当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で通知することによって即座に契約を解約することができます。

⑤ご利用者やご家族から当事業所のサービス従業者に対して、暴力や暴言、無理な要求、セクシュアルハラスメントなどの迷惑行為があった場合は、サービス中断や契約を解除することがあります。

⑥ご利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず次回決済予定日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

5. 個人情報の利用

(1) 居宅介護の提供にあたっては適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) 個人情報利用の同意条項については、別紙の個人情報使用同意書をご確認ください。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容体に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

主治医	医療機関名	
	住所・電話	TEL
	主治医氏名	
ご家族	氏名	
	住所・電話	TEL
	利用者との続柄・ご関係	

7. 虐待防止のための措置

居宅介護の提供にあたっては利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスを提供するために、虐待防止のための指針を整備し、虐待の防止に関する責任者を選定します。

8. サービス提供に関する相談、苦情について

①当事業所お客様相談・苦情担当

電話 03-5747-2816（午前9時～午後5時まで）

管理者または担当コーディネーター

②当事業所以外に区市町村の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名 大田区 福祉部障害福祉課

電話 03-5744-1591

東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正委員会

電話 03-5283-7020

年 月 日

居宅介護等の障害福祉サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都大田区池上4-28-3

名称 特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず

代表者 理事長 棧敷 洋子 印

説明者 所属 はせさんずヘルパーステーション

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護等の障害福祉サービスについての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印

(利用者との続柄・ご関係) _____